

三井住友・豪ドル債ファンド

三井住友・豪ドル債ファンド（年1回決算型）

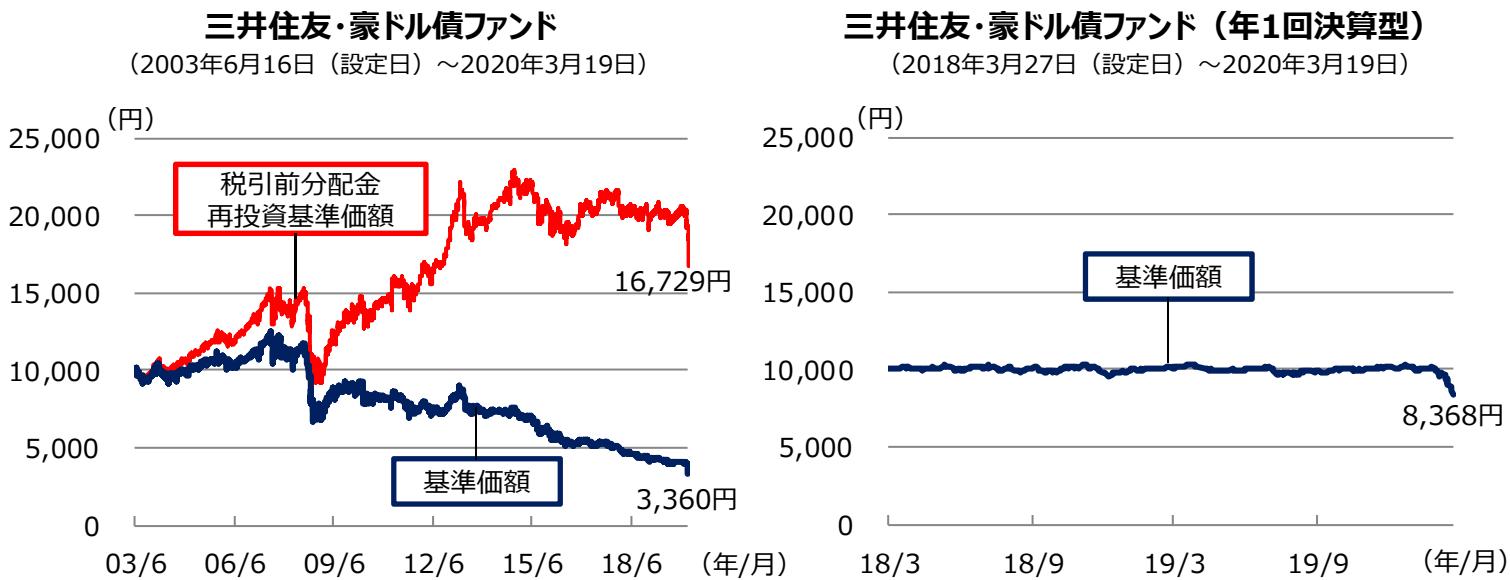
足元の基準価額の下落について



平素は「三井住友・豪ドル債ファンド」「三井住友・豪ドル債ファンド（年1回決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う景気減速懸念などにより、足元で資産価格が下落した影響を受け、当ファンドの基準価額も下落しています。本レポートでは、当ファンドの足元の運用状況や今後の見通しなどについて、当ファンドの実質的な運用を担当するPIMCOからの情報を基にご報告いたします。

基準価額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

足元の市況動向

<為替市場>

2020年初から足元までのオーストラリアドルは大幅に下落しました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オーストラリアの最大貿易相手国である中国経済が減速したことなどが背景と考えられます。また、資源需要の減少に加えて、OPECプラスの減産協議決裂による原油価格急落などが資源国通貨であるオーストラリアドルの下落要因となっています。

<債券市場>

世界経済の下振れ懸念が強まる中、リスク回避姿勢が強まったことが金利低下要因となり、オーストラリア債券市場は年初から堅調に推移しています。オーストラリア準備銀行（RBA）は、3月に入り合計0.5%の利下げを行い、政策金利を過去最低水準の0.25%としました。さらに量的緩和政策を導入するなど新型コロナウイルスによる経済への影響が深刻化する中、緩和策の強化により経済を下支えるとしています。

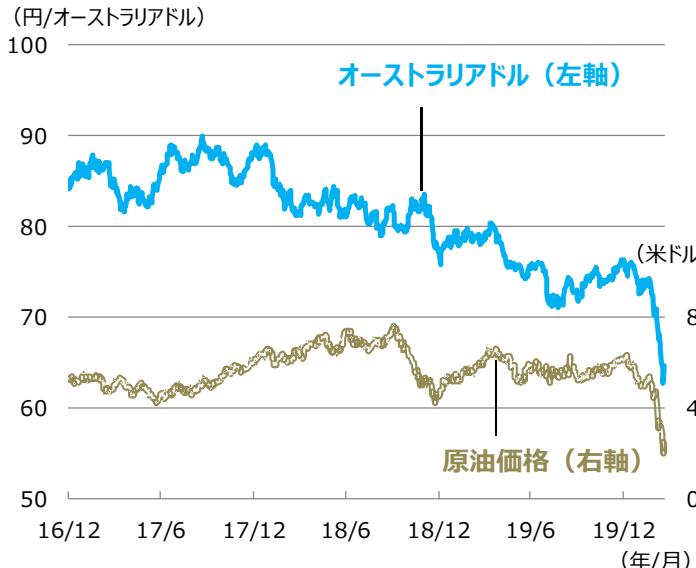
※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

足元の市況動向

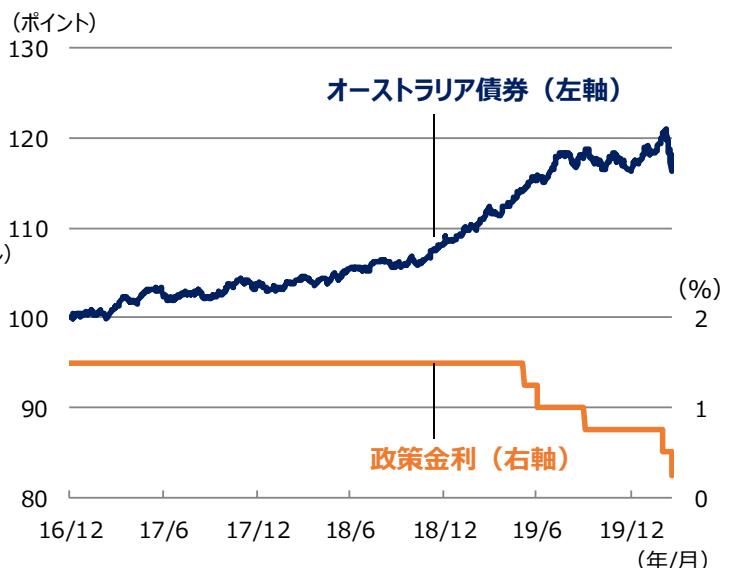
<オーストラリアドル（対円）と原油価格の推移>

(2016年12月30日～2020年3月20日)



<オーストラリア債券と政策金利の推移>

(2016年12月30日～2020年3月20日)



(注1) 左グラフの原油価格は、ニューヨーク原油先物を使用。

(注2) 右グラフのオーストラリア債券はブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（豪ドルベース）、政策金利はRBA Cash Rate誘導目標。

(注3) 右グラフのオーストラリア債券は2016年12月30日を100として指数化。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

今後の見通しおよび運用方針

<今後の見通し>

- 債券市場については、新型コロナウイルスによる影響がさらに拡大した場合には、金利は一段と低下する可能性がある一方、感染拡大が抑制されるなど沈静化の兆しがみられれば金利は大きく反発することも想定され、引き続きボラティリティ（変動性）の高い状況が見込まれます。**
- オーストラリアドルについても、新型コロナウイルスの問題が収束に向かう場合は資源価格の回復等を通じて反発が期待できる**とみていますが、為替相場の持続的な回復には過去最低水準となったオーストラリアの金利が上昇に転じる必要があると考えています。

<運用方針>

- 新型コロナウイルスの感染拡大により不確実性が高まる中、流動性の確保に努めつつ、PIMCOでは慎重な投資姿勢を維持し、次の投資機会を見極めます。
- 金利についてはボラティリティの高い状況が続いており、金利リスクに対しては慎重な姿勢としつつも、オーストラリアは相対価値の観点から投資妙味があると判断していることから積極姿勢としています。
- セクター別では、引き続きオーストラリア国債と比較して投資妙味が高いと考えられる州政府関連債に対して積極姿勢としているほか、金融債や質の高いRMBS（不動産ローン債権担保証券）を選好しています。

※上記は過去の実績および当資料作成時点の見通し・運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

ファンドの特色

- ※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいいます。
- 三井住友・豪ドル債ファンド : (毎月決算型)
 - 三井住友・豪ドル債ファンド（年1回決算型） : (年1回決算型)

1. 他の投資信託への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- 主としてオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはその関連派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）で運用します。
 - 組入銘柄の債券格付け＊は、原則として、取得時においてBBB-/Baa3格以上とし、ポートフォリオの平均格付けはA-/A3格以上とします。
- * 債券格付けとは
債券の元本、利息支払の確実性の度合いを示すもので、S&Pやムーディーズといった格付機関が各債券の格付けを行っています。
- 外貨建資産については、原則として円に対しての為替ヘッジを行いません。
投資信託を通じて実質的に組み入れるオーストラリアドル、ニュージーランドドル等の外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。

2. ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

- ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指標であり、ファンドのベンチマークは、同指標を、委託会社が独自に円換算したものです。

3. （毎月決算型）と（年1回決算型）からご選択いただけます。

- （毎月決算型）は、原則として毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- （年1回決算型）は、原則として毎年11月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

4. 運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ファンドが投資対象とする投資信託は、米国の資産運用会社であるPIMCOが運用を行います。なお、ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことになります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因となります。



投資リスク**■ 為替変動リスク**

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。



分配金に関する留意事項

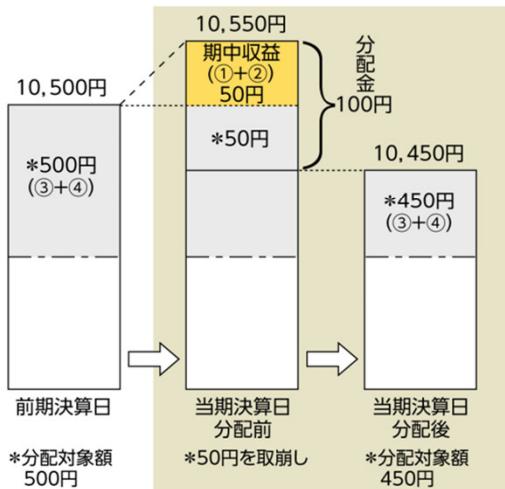
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



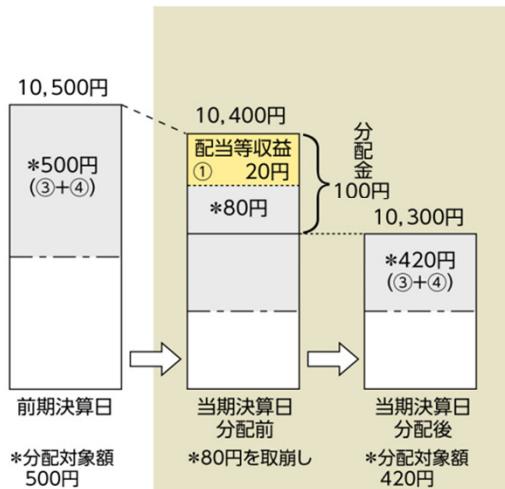
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]



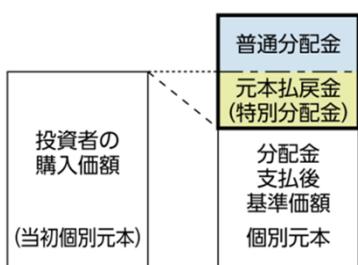
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

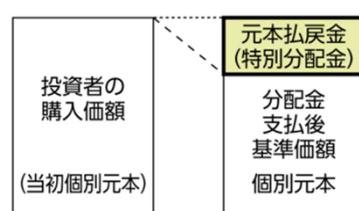
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合]



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

[分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ**購入単位**

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

(毎月決算型)

無期限（2003年6月16日設定）

(年1回決算型)

無期限（2018年3月27日設定）

決算日

(毎月決算型)

毎月5日（休業日の場合は翌営業日）

(年1回決算型)

毎年11月5日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

(毎月決算型)

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(年1回決算型)

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(共通)

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

●課税上は株式投資信託として取り扱われます。

●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

●ニューヨークの取引所の休業日

●オーストラリアの取引所の休業日

スイッチング

販売会社によっては、（毎月決算型）および（年1回決算型）の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料

購入価額に**2.75%（税抜き2.50%）を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.30%**を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に**年1.353%（税抜き1.23%）**の率を乗じた額です。

○ その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

●監査法人等に支払われるファンドの監査費用

●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料

●資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社

ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ： <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

販売会社

ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

投資顧問会社

ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。

ピムコジャパンリミテッド



販売会社		販売会社名	登録番号	日本 証券 業 協 会	一般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会	日本 一 般 投 資 顧 問 社 團 法 人 協 会	金融 一 先 物 取 引 社 團 法 人 協 会	一般 社 団 法 人 投 資 信 託 協 会	備考
a u カブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○			※1
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○			※1
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○					※1
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○					※1
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○						※1
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○			
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○			※1
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○			※1
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第579号	○			○			※1
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○						※1
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○			

備考欄について

※1：「三井住友・豪ドル債ファンド」のみのお取扱いとなります。

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、ファンドのベンチマークは、同指数を、委託会社が独自に円換算したものです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）は、委託会社の関係会社ではありません。ブルームバーグは、三井住友・豪ドル債ファンド/三井住友・豪ドル債ファンド（年1回決算型）を承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークであり、委託会社に対してライセンスされています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他的一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2020年3月25日

設定・運用



三井住友DSアセットマネジメント